

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 19 September 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化すること
がしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表さ
れる決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性があ
る。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB および FASB は合同の審議会を 2011 年 9 月 19 日に開催し、リスク調整および開示に関して審議を行った。こ
れに加え、FASB の単一マージンアプローチに関する FASB 単独の審議について報告が行われた。

すべての IASB のメンバーは、リスク調整を「保険者が保険契約を履行する際に生じるキャッシュ・フローに固有の不
確実性を負うことに対し、保険者が求める補償」と定義する提案に賛成した。これに加え、すべての IASB メンバーは、い
くつかの文言の変更を条件に、リスク調整の目的に関する追加的な適用ガイダンスを提案する意向についても同意した。
しかし、IASB の大多数は、公開草案(以下「ED」とする)に含まれる信頼区間の開示を削除し、リスク調整のインプットが
市場参加者の観点から決定されたかのような、定量的な開示をこの要件と置き換える提案を却下した。

IASB は、IFRS 第13号におけるレベル3の測定に関する評価技法の適用と整合して、ED におけるリスク調整を測定
する3つの許容された技法への制限を撤廃することに賛成した。しかし、ED において提案された3つの技法は、関連す
る適用ガイダンスにおいて例示として記載されるであろう。さらに、IASB の大多数は、リスク調整の技法はリスク調整の全
体的な目的に合致するように示すべきであるとする ED のパラグラフ B72 における「求められる性質」を、適用ガイダンス
において記載することに同意した。

FASB は、リスク調整に関する論点は FASB のモデルとは無関係であるとし、投票を行わなかった。

開示に関して、IASB は、(1)原則主義に基づく集約のレベルを採用し、それゆえ、異なる報告セグメントに関する情
報の集約を禁止する ED の最低限度の細分化のレベルについては採用しないこと、(2)適用した手法およびインプット
に関する情報開示の要件を維持すること、(3)保険契約を測定するために適用したインプットのそれぞれについて、変
更があった場合はその影響を開示すること、(4)不確実性の分析に関する測定を開示する要件を削除すること、(5) (契
約上の満期に基づくオプションに反対し) 予想される満期に基づいて満期分析を行い、リースの会計基準と類似した満
期情報の開示に関する年限の適用を求めること、に賛成した。FASB の多数は、不確実性の分析に関する測定につい
て削除するという提案を除き、これらの提案に同意した。この点に関して、FASB は現在進行中の金融商品に関するプロ
ジェクトがあり、その中で保険契約に関連する項目、さらには不確実性の測定をもカバーするすべての範囲のリスク開示
が扱われる予定であることを述べた。

リスク調整:目的

2011 年 3 月および 5 月の審議会後、スタッフは、どのように保険契約に内在するリスクを一つの貨幣的金額に変換す
るかを記した目的を定義することに取り組んだ。スタッフはまた、リスク調整の両サイドの性質(すなわち、金額の測定に
おける、有利および不利の双方のキャッシュ・フローを考慮すること)を必ず適用ガイダンスに反映するよう求められた。こ
れに加え、適用ガイダンスには、保険負債に固有のリスクを負うために保険者が求める補償金額を定量化するための、
基礎となる中立性の概念を含めるべきである。それゆえ、スタッフは、リスク調整の目的の文言を IFRS 第 13 号と実質的
に合致させることにより、さらに明確なものとした。加えて、スタッフは、a) 中立性の基礎的概念、および b) リスクの両サイ
ドの性質に関して理解を深めるために、適用ガイダンスを変更することを提案した。

IASB のメンバーの一名は、市場参加者の見積りではなく企業固有の見積りを求めるリスク調整の保険の定義を考慮
した場合、単純に数字を抽出することが可能なか保険者の能力を疑問視した。また、彼は、利用者も広範囲の結果に
対処できないのではないかと述べ、もし範囲が定量化できれば利用者にとってはより望ましいであろうとした。他の IASB
のメンバーは、この懸念は開示により解決できるであろうと述べた。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。したがって、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

他の IASB のメンバーは、目的の文中に「超過」の文言を使用することの採決を求めたが、彼らは、提案された文言は、保険者が不利なキャッシュ・フローに加重することを促しているように思われ、それゆえ、この文言は保険者の観点とは言い難いとし、依然、難色を示した。スタッフは、保険者がリスクを回避したいのであれば、保険者は不利なキャッシュ・フローに重きを置くであろうと述べ、さらにこの点を明確にした。

他の IASB のメンバーの一名は、不利なキャッシュ・フローへの加重について言及した文言を入れた場合、どの程度加重すべきかに関し更なる疑問が生じる可能性があるため、これが本当に必要であるのか尋ねた。

多くの IASB のメンバーは、適用ガイダンス内で提案された中立性に関する文言について質問をした。スタッフは、例示を使って説明し、提案が意図していることを更に明確にした。IASB のメンバーの数人は、文言はさらに明確にすることができるとし、また、例示はポイントをはっきりとさせるのに役立つと強調した。

審議中にスタッフから説明があった内容を考慮し、すべての IASB メンバーは、いくつかの文言の変更を条件として、提案の意向に賛成した。

リスク調整:信頼区間の開示

ED では、実際のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローがどの程度乖離しているか、また、この評価が企業ごとでどのように異なるかを利用者が理解できるよう、保険者はリスク調整に対する信頼水準を開示すべきであると提案されていた。スタッフは、ED に対する回答者の多くが、特に信頼水準法に基づかない測定を利用する場合には、意図された目的を達成できず、それゆえ、わずかな便益のために過剰なコストを課すものになると、この開示に反対したと述べた。

スタッフは、リスクが仮想の市場参加者の観点から考えられているため、公正価値測定はリスク調整に関し(保険契約に対して現在提案されているよりも)より確固とした対象を表すとの意見があったと述べた。そのため、スタッフは、企業に固有なリスクの見積りが、リスクの市場の観点と比較してどのように異なるのかを利用者が理解できるよう代替的な開示要件を提案した。その要件とは、もし主要なインプットが市場の参加者の観点より決定された場合、リスク調整に関する主要なインプットが反映されている価値の範囲に関し定量的な開示を提供するというものである。

多くの IASB のメンバーが、市場参加者の観点を開示するための情報を入手することは実務上困難であると述べ、新しい提案に賛成しなかった。数名は、保険負債の測定の目的は履行の性質を有しており、それゆえ、なぜガイダンスが公正価値の観点に戻ったのか困惑すると述べた。IASB のメンバーの一名は、さらに、信頼区間の開示の利点について議論し、非対象の分布に対しては最適とは言えないかもしれないが、提出された提案よりは良いと述べた。数名は、また、信頼水準の利用を規定するよりむしろ、第二の選択肢として、回答者により提案された保険負債に対応するリスク調整の相対的な重要性に関する情報を開示することを保険者に要求する、代替的な見解を受け入れると述べた。

IASB のメンバーの多数は、スタッフにより提出された新しい提案を棄却し、信頼区間の開示を適用することに賛成した。

リスク調整の技法およびインプット

スタッフは、ED において、リスク調整を計算するための技法として、広く理解され実務上適用されているという理由で三つの技法のみが許容されていると述べた。しかし、多くの回答者は、三つの技法へ限定することは、企業のリスク状況をより忠実に示すことができるかもしれない新しいリスク測定の適用を排除することになり、これは原則主義のアプローチと整合しないとし、技法を三つに限定することは不適切であるとコメントをした。仮に、目的がより適切に定義されるならば、リスク調整を決定するために利用可能な手法の範囲を限定する必要はないとの見解を示す回答者もいた。他の回答者は、使用される技法が、ED のパラグラフ 72 において定義されている特質を満たし、そして、これらの継続的な適用を確認することの重要性を強調した。

スタッフはさらに、多様な技法の利用を許容することは、情報の容易な比較可能性を奪う結果となると主張する者も出てくるであろうと述べた。しかし、彼らは、十分な比較可能性は、a) (既に両審議会が仮決定している)リスク調整の目的の設定、および b) (上述のように議論された)適切な開示の設定、により達成されると考えた。この目的を達成するためには、異なる測定技法が、同じ経済的現象を映し出すことに加え、IFRS 第 13 号における審議会の結論と整合したアプローチであることが必要である。

IASB の大多数が、リスク調整を定量化するための許容された技法の限定を削除すること、つまり、保険者がリスク調整の目的に適合する評価方法を適用することに賛成した。加えて、適用ガイダンスには、リスク調整の目的と整合的な望ましい性質の記載を含み、そして、また三つの技法は例示として記載することに大多数が同意した。

開示:集約の水準

スタッフは、ED において提案された開示要件に対して、いくつかの改善点を提案した。第一の提案として、スタッフは両審議会に、異なる報告セグメントに関連した情報の集約を禁じている ED において(パラグラフ83、付録 A)、開示のための最低限の細分化の水準を規定しないことを検討するよう求めた。どちらかといえば、スタッフは、開示の集約水準は、原則に基づくべきであると提案した。スタッフは、情報を有用にし利用者にとっても明白なものとするために、情報を集約もしくは細分化するという要件は、異なるオペレーティング・セグメントに関する情報の集約を禁止している現在の ED と、明らかに整合していないと述べた。

IASB のメンバーの一名は、提案された文言は、ED において概説された健全な開示の原則に合致する範囲で、セグメント間の情報を細分化する明示的な要件を望んでいたという点で、厳密さに欠けていたように思われると述べた。両審議会は、例えばリスク調整のように、概して明示的な開示を好んでいる。それゆえ、明示的に細分化を要件としないことは、プロジェクトの主要な柱に背くことになるであろう。他の IASB のメンバーは、保険会社は概して、高水準の、つまり極めて最高レベルの経営陣に対する報告と同水準でセグメントを定義しているため、明示的に細分化を求めない場合、情報とデータを失う結果となるであろうと懸念を述べた。

スタッフは、有益な情報の開示を達成することが求められるのであれば、細分化の潜在的な必要性があると述べた。

他の IASB のメンバーは、財務諸表における散乱を懸念し、スタッフの提案を全面的に支持した。また、これは保険プロジェクトを他の基準書と整合させることになる。集約もしくは細分化のルールに関して詳細な水準を定義するのではなく、むしろ、より広い意味での目的に準拠することが望ましいであろう。

他の IASB のメンバーは、その目的とセグメント間の集約を禁止することには、不整合が生じていると述べ、ある状況では、契約のタイプ別に結果を開示することが、地域別を開示するより意味があるものかもしれないとし、それゆえ、ある状況においては、セグメント間の情報を集約する必要があると述べた。

賛成多数により、IASB および FASB のメンバーはスタッフの提案に同意した。

開示:手法とインプットおよび不確実性の測定

スタッフは、保険契約負債を測定するためのインプットおよび手法に変更があった場合、その変更理由および影響について個別に開示するよう保険者に求めることを提言した。スタッフは、さらに、無配当契約に関するイールドカーブの開示を求めることに加え、現在、ED において提案されている不確実性の分析の測定を適用しないことを提案した。

多くの FASB および IASB のメンバーが、前期からのインプットと手法の変更点に関する開示に加え、変更理由と影響を受ける契約の説明を求めるという要件に賛成した。

FASB は、不確実性の測定に関連し、現在、FASB の金融商品プロジェクト内において、金利および流動性を含むすべてのリスクの開示を網羅した開示の改善作業が進行中であることを説明した。FASB は、両プロジェクトの連携の必要性を述べた。FASB のメンバーの一名は、投資家は、日ごとの感応度を把握するだけでなく、不確実性の測定がどのように変化しているかを把握する必要があるとし、それゆえ、感応度および不確実性の開示が有益であり、双方が ED において要求されるべきであると指摘した。FASB の議長は、保険契約に関する感応度と不確実性の開示は、リスクの開示に関する全体的な金融商品プロジェクトの分析において、個別に考慮されるべきであると述べた。

IASB のメンバーの一名は、不確実性の測定は大変重要であるが、保険契約の会計基準に片務的に含まれるべきものではなく、むしろ、IFRS 第 13 号のリスクの分析の一部として考慮されるべきであると述べた。他の IASB のメンバーの一名は、資産の分析が要求されていないがために保険契約の会計基準の負債に関する分析のみを個別に開示しても意味がないため、資産に関する並行した開示も必要であると述べた。

IASB の過半数がスタッフの提案に賛成票を投じた。FASB の大多数は、不確実性の測定の分析を削除するという提案を除き、これらの提案に賛成した。反対者は、会計基準の他の部分へ要件を完全に置き換えること望んでいる。

開示:流動性リスクの性質および程度

第三の提案として、スタッフは、両審議会に対し、保険契約から生じる流動性リスクの性質および程度についての審議を求めた。スタッフは、満期分析は予想された満期に基づくべきであり、残存の契約満期に基づく分析の開示オプションを削除すべきであると提案した。さらに、スタッフは、リースプロジェクトの開示年限と整合させること提案し、保険者に対し、最初の5年間は予想キャッシュ・アウト・フローの純額を、それ以降は純額の合計を開示することを求め、さらなる規範的な流動性の開示を求めないことを提案した。

スタッフは、予想満期に基づく満期分析はより論理的であり、ビルディング・ブロック・モデルと整合性があると説明した。IASB のメンバーはこの説明に同意した。

IASB のメンバーの一名は、少なくとも保険負債の有効な期間にわたり、満期分析を見たいと述べた。例えば、契約期間が 15 年に及ぶものであれば、15年の満期分析が求められる。リースに関する現在の区分(1 年から 5 年および 5 年超)への集約では不十分である。保険会社は、意図的にデュレーションのミスマッチのリスクを取るかもしれず、そして、この点について強調することは利用者にとって有益である。

IASB のスタッフは、5 年超のデータは、会社の流動性リスクを見積るには有益ではないため、範囲として 5 年間は十分であると主張した。さらに、ここで問題視されている開示は、金利リスクとは同一視できない流動性リスクについてであると述べた。リースの分類区分における短期間の開示は、流動性リスクには十分であろう。

FASB のメンバーの一名は、流動性は全社的な問題であるため、負債サイドにおける流動性リスクの重要性のみならず、全体的な観点から捉える必要があると述べた。これは、資産と負債からのインフローおよびアウトフローとして考える金融商品の提案において取り扱われるであろう。保険負債に基づく流動性を見方は、部分的な見方であろう。

スタッフは、一般的に保険料を含み、金融資産を含まない純額のキャッシュ・アウト・フローを対象としていることを確認した。開示のフレームワークプロジェクトはこの論点を包括的に検討すべきである。ここで議論されている開示は、保険契約にのみ焦点を当てている。FASB の議長は、FASB の金融商品プロジェクトは、同じ開示要件の結論に至る可能性もあるが、全体的なプロジェクトの見解を変えるつもりはないと述べた。

FASB の金融商品の開示プロジェクトが利用可能な状況になった時点で、再度検討するというオプションを残し、IASB はスタッフの提案に賛成した。FASB は、2011 年 9 月 7 日に開催された FASB の審議会における、保険契約を含む金融商品にかかわるリスク開示についての仮決定事項に依拠するであろう。

FASB の単一マージンについての議論の報告

2011 年 5 月に、FASB は単一マージンモデルを可決した。FASB は 2011 年 9 月 7 日に審議会を開催し、単一マージンの償却方法について審議を行った。FASB のスタッフは、継続中である審議の状況について報告を行った。

FASB のスタッフは、審議会は、リスクに晒されている利益として単一マージンを想定していると説明した。彼らは、さらに、保険者がリスクから解放されることで単一マージンを利益として認識することを仮決定した。リスクからの解放とは、特定の不確定な将来の事象のキャッシュ・フローの変動性が、主に保険事故のタイミングにより逡減した場合、もしくは、その変動性が、主に保険事故の発生頻度と重要度に関する情報量の増加により逡減した場合である。審議会は、償却のガイダンスは原則に基づくべきであり、特定の償却パターンを示すべきではないことを、また、以下の一般的な概念を適用すべきことを仮決定した。

1) 保険事故のキャッシュ・フローの変動性が、(終身保険および年金契約のように)主に事故の発生のタイミングである場合、保険者は、一般に、事故のタイミングにおける不確実性の逡減に基づき、リスクから解放される。

2) 保険事故のキャッシュ・フローの変動性が、主に事故の発生頻度と重要度による場合、キャッシュ・フローの変動性は、一般に、契約のライフサイクルにおいて既知となる予想キャッシュ・フローに関する情報量の増加に応じて逡減される。

それゆえ、全体としては、利益の認識は、保険者が晒されているキャッシュ・フローの変動性の逡減と合致する。これは、ビルディング・ブロック・モデルを使用する契約においても適用可能である。

FASB は、保険料配分アプローチにおける発生保険金に対する負債の会計処理に関して、発生保険金に対する負債は、単一マージンを除き、予想キャッシュ・フローの現在価値で測定されるべきであると仮決定した。保険料は、リスク調整がない場合、収益認識モデルと同様にカバレッジ期間にわたり認識されるであろう。

IASB のメンバーの一名が、リスク調整とその配分および単一マージンアプローチとその配分は、双方ともに恣意性の概念を内在していると述べた。FASB が採用するビルディング・ブロック・モデルは、すべての利益をリスクの解放に基づき配分し、保険サービスの条件に基づいて配分しない点で恣意的な配分と言える。さらに、リスクの測定における異なるモデルは異なる配分を行うため、償却の基礎も恣意的となり得る。同様に、保険料配分アプローチも、リスクからの解放によるものではなく、すべての利益を保険サービスの条件に基づいて配分するため恣意的である。それゆえ、FASB のマージンの配分は、他の配分方法と比し良くもなければ悪くもないと言える。

IASB のスタッフは、IASB と FASB のモデルの差異は、IASB モデルにおけるリスクの再測定にあると述べた。差異は、生命保険契約か、もしくはカバレッジ期間および保険金支払い期間が短い契約かなど、契約の種類により異なるが、それほど大きな差異にはならないであろう。しかし、リスクの再測定がより影響を及し得る短期カバレッジ期間でロング・テールの契約においては、差異が大きくなるであろう。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座8丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaatatapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.